

神人協力（cooperatio）の問題

立山 忠 浩

はじめに

ルーテル教会とローマ・カトリック教会の間で交わされた『義認の教理に関する共同宣言』（以下、「共同宣言」と略）は、過去の相互断罪がもはや義認の教理に関しては当てはまらないことを互いが承認し、公に宣言するものであった。この「共同宣言」に至るまでの両者の歩みは、互いの共通理解をできるだけ見出そうとする試みであったと言える。ただ成果と共に「共同宣言」から明白となったもう一つのことがあった。それは依然として互いの教理理解には、いくつかの相違点が存在するということである。その一つが「神人協力（cooperatio）」についての理解である。

「共同宣言」では、義認がもつばら神の救いの恵みに完全に依存することを互いが確認している（一九項）。つまり義認に関して言えば、神の恵み深い救いのわざに、人間の行いや功績は何ら貢献しないという理解を互いが承認したのである。しかしながら、そのような合意を認めつつも、義認の教理の中で人の行いや功績をどう

位置付けるのかとなると、明瞭な違いが表出している。

われわれはこの小論で、「共同宣言」の合意文書を手がかりにしながら、義認の教理における人の行いと功績の問題、つまり「神人協力 (cooperatio)」を検討し、ここから表出したルター派の課題を論じることになる。さらにはラインホルド・ニーバーの神学から垣間見えるルター派の課題をも論じたいと思う。

一、「共同宣言」

(一) 各項目の検討

まず「共同宣言」の各項目から「神人協力 (cooperatio)」に関するものを取り上げ、互いの主張を確認しよう。⁽¹⁾

二〇項

カトリックが、人間は、人を義とする神の行為に同意することによって、義認とその受容へと備えて「協力する」と言うとき、彼らはそのような人格的な同意において、恵みと働きそのものを見ているのであって、人間が自分の能力によって行う行為とは見ていない。

二二項

ルター派の教えによれば、人間は自分たちの救いに協力する能力を持たない。なぜなら、罪人として彼らは神とその救済する行為に積極的反抗をするからである。ルター派が、人間は義認を受動的にのみ受け取ること

ができる」と強調するとき、それによって自分自身の義認への自らの貢献の可能性を否定するのである。しかし、神のことはそのものによって引き起こされる信仰において、完全な人格的な参与があることを否定するものではない。

「協力する」ということについて確認できることは、カトリック、ルター派の両者ととも、基本的に人間の協力を認めていることである。ただ両者には微妙なニュアンスの違いがある。カトリックは「人間が協力する（英文ではcooperate）」という表現を積極的に使いつつも、しかしそれを人間の能力による行為と受け取られることを嫌い、その行為は神からの恵みの働きであるとしている。

これに対しルター派は、人間の協力を積極的に語ることに慎重である。人間は自分の救いに協力し、貢献する能力はないことが曖昧になることを嫌うからである。義認の受動性の強調である。しかし、「人間が協力する」という直接的な表現は避けてはいるが、義とされた者の人格的な参与は否定していない。

一一三項

ルター派が、キリストの義とはわれわれの義であると強調するとき、その意図するところは何よりもまず、救いの宣言を通して罪人に、キリストにある神の前での義が与えられるということ、また、ただキリストとの一致においてのみ人は新しくされるということを確かとしたいのである。彼らが、神の恵みとは赦す愛であると強調するとき、それによってキリスト者のいのちが新たにされることを否定しない。むしろ、義認は人間の協力がから自由でありつづけ、いのちを新たにするという、人間のうちにおける恵みの働きに依存しはしないとい

うことを意図している。

ルター派も、義とされたキリスト者のいのちが新たにされること、すなわち聖化を否定しない。義とされた後の善きわざ、すなわち「人間的協力(英文 human cooperation)」を否定はしないのである。しかし、その人間の協力が義認に貢献することにはならないと、ここでも釘をさした表現となっている。義認はもつぱら神のわざ、神の義であり、ここには人間の義が入る隙間はないことを強調していると言えよう。

二四項

カトリックが、恵みを受領することを通して信仰者には、内的人間の革新が賜物として与えられることを強調するとき、神の赦す恵みは常にそれと共に新しいのちという賜物をもたらすということ、また、それは聖霊を通して行動する愛へと実現するということを確かとしたのである。しかしそれによって彼らは、義認における神の恵みの賜物が人間的な協働から独立していることを否定しはしない。

二〇項と同様に、カトリックは「人間が協力する」ことの意味を強調する。それによって義とされた後の生き方に比重を置く。ゆえにカトリックは、義認という用語よりも「義化」という言葉を用いてきた。ここから当然、義とされた後の人間の行いが重要となってくる。このことを「人間的な協働(英文 human cooperation)」という表現を重ねつつも、しかしそれは義認における神の恵みのわざの強調を否定しているのではないと解説する。

一一五項

われわれは共々にこう告白する。罪人はキリストにおける神の救いの行為を信じる信仰によって義とされ、この救いは、聖霊により、洗礼において、キリスト教的生全体の基礎として与えられる。人間は義とする信仰によって神の恵み深い約束への信頼をおくし、この信仰は神への希望と愛とを含む。この信仰は愛において働く。それゆえキリスト者は行いがなのままにとどまるなどありえないし、そうであってはならない。しかしながら、人間のうちで信仰の賜物に先行したり、あるいは後からともなったりするものはすべて、義認の根拠ではないし、義認の役に立ちはない。

この項は両者の共同告白である。ここでは義認の根拠としての信仰の必要性が説かれる。それに加えて、信仰と行いの関係が論じられている。信仰によって義とされたキリスト者は、その後の生活において行いが自ずと伴うのである。但し、ここでもその行いが、義認そのものの根拠となることはないことが明記される。しかしながら、その行いの理解には互いの微妙な違いがあることが、以下の項で再び浮かび上がる。

一一六項

ルター派の理解によれば、神は信仰においてのみ罪人を義とする。信仰において人間は、自らの創造主であつて贖い主であるお方に全てを委ね、このようにして神との交わりの内にいる。神は、創造的な言葉により、そのような信頼をもたらすことにより、信仰へと働きかける。神のこの行為は新しい創造であるから、それは人間のあらゆる次元に影響を及ぼし、希望と愛のうちにおけるいのちへと導く。「信仰によつてのみ義とされる」

という教理においては、義認に必然的にともない、しかもそれなしには信仰は存在しえない生の革新は、なるほど義認から区別されるが、義認とは分離されない。むしろ、そうすることによって、そこから生の革新が現れ出てくるところの基礎が示されている。なぜなら、義認において人間に与えられている神の愛から、生の革新が成長するからである。義認と革新とは、信仰において現臨しているキリストにおいて結び合わされている。

ルター派は、生の革新、すなわち義とされた者の行いは、義認から区別されることを確認しつつも、しかしそれは決して分離はされないとする。つまりルター派にあっても、善きわざを決して蔑ろにはしていないことの表明である。このことはさらに次の共同告白で展開されている。

三七項

われわれは共々にこう告白する。よい行い 信仰と希望と愛の内におけるキリスト者の生は は、義認に基づき、義認の実である、と。義とされた者がキリストにあつて生き、受ける恵みのうちに行為するとき、聖書の言葉を用いれば、よい実を結ぶのである。キリスト者は生涯にわたつて罪と闘うので、義認の結果は、彼らにとっては同時に達成すべき義務でもある。それゆえ、イエスも使徒文書も共に、キリスト者に対し愛の行為という実を結ぶようにと勧めるのである。

ここには善い行いは義の実という理解が示される。義とされたキリスト者は、義認の実を結ぶのである。ただここでの注目すべき表現は、義認の実りを「達成すべき義務(英文obligation)」としていることである。この

「義務」という表現はさらにもう一度、「勧める（英文 admonish）」という言葉で補足され、幾分緩和された言い回しとなっている。

これまでわれわれは、ルター派もカトリックも善い行いが義認と切り離せないものと承認していることを確認した。ただそこには微妙な違いがあることも確認した。この視点からこの項目を解釈するならば、善い行いを「義務」とする表現はよりカトリック的表現であることが推測される。それに対して「勧める」という表現はルター派的である。この項目では両者の微妙な違いをそれぞれに取り入れた観が否めない。その違いは次の項目でさらに明瞭となる。

三八項

カトリックの理解にしたがえば、恵みと聖霊の働きとによって成就されるよい行いは、恵みのうちに成長することに貢献する。それは、神から来る義が保たれ、キリストとの交わりが深められることである。カトリックがよきわざの「功績性」を肯定するとき、彼らの言わんとすることは、聖書の証言にしたがえば、天における報いがこれらの行いに対して約束されているということである。彼らは、自分の行為に対する人間の責任を強調したのであって、それらのよい行いの賜物としての性格と競い合うことでもなければ、ましてや、義認は功績なくして与えられた恵みの賜物としての性質に異議を唱えるものではない。いわんやまして、義認そのものが絶えず、功績によらない、恵みの賜物であり続けるということを否定しようとするものではない。

カトリックは、義認が人間の功績に左右されないもっぱら神の恵みの賜物であることを認めつつ、人間が行

う善い行いの「功績性(meritorious)」を肯定する。これはこれまで一貫して主張されてきた「人間が協力することの積極的な展開である。その展開は「人間の責任(responsibility of persons)」の強調という言葉にも表されている。

ここからルター派との顕著な違いは、義とされたキリスト者の善き行いを「人間の義務」、あるいは「人間の責任」と解釈していることである。この視点からルター派の理解と比較するとき、キリスト者の善き行い、すなわち「人間の協力」についてのルター派の特徴がより鮮明になる。

三九項

恵みの保持や恵みと信仰における成長といった概念は、ルター派にあっても主張されている。彼らが強調するところは、神による受容として、また、キリストの義への参与としての義は常に完全であるということである。同時に彼らは、キリスト者の生活においてその効果が成長しうるとも述べる。ルター派がキリスト者のよしい行いを義認の実、またしるしと見、決して自分自身の「功績」と見ないときに、にもかかわらず彼らはまた新約聖書にあって、永遠のいのちを、信仰者に対する神の約束の成就という意味で、功績として与えられるものではない「報い」として理解する。

ルター派でも善い行いの意義を認識する。それを義の実、あるいは信仰の成長と表現する。但し、「功績」という表現を用いることは慎重である。その代わりに「報い(reward)」という言葉を用い、この言葉の意味を「功績」として与えられるものではない「と解説している。

ここから明らかなことは、たといルター派も善い行いを肯定したとしても、積極的な意味づけはしていないことである。また「功績」という言葉だけでなく、「人間の責任」や「人間の協力」というカトリック的表現も見られない。義認の教理に関しては、義認はもっぱら神のわざであるという理解を堅持するために、そこを人間の行いやわざが少しでも侵略することを恐れ、このような表現を嫌ったと推測できよう。

(二) ルター派の特徴と課題

「共同宣言」のこれまでの検討から確認できることは以下の点である。

「神人協力」という概念の承認

ルター派にも「神人協力 (cooperatio)」という概念は存在する。それは「付属文書」⁽²⁾にも記されているように、『和協信条』からも確認できる。すなわち「聖霊がみことばと聖礼典とをとおして、われわれのうちに生まれかわりと革新の働きを始めるやいなや、われわれが聖霊の力によって協力することができるし、すべきであるのは、たしかなことである」と主張する。ただそれはカトリック的な積極的な意味は持っていない。むしろこの表現を用いることには慎重である。なぜならルター派は、義認理解によれば、義認はもっぱら神の恵みのわざであり、人間はただその恵みを受動的に受け取ることができるだけである。この受動的な受け取りだけが人間にできる行為であり、それをルター派は「信仰」と呼ぶのである。

ルターの義認に関する説教から引用すれば、キリスト者の義は二種あり、第一の義が「私たちのものでない別種の義、外側から導入される義である」⁽³⁾。この第一の義は神の恵みのわざであり、賜物であり、一方的な赦し

の宣言であり、神の義である。第二が私たちの義であり、これをルターは私たちの信仰と理解している。このルターの表現を用いれば、義認理解ではもっぱら神の義が語られなければならないのであり、第一の義の領域を第二の義、すなわち人間の信仰が侵してはいけない。まして人間の行いやわざが考慮されることは避けなければならぬ。これがルター派が「神人協力 (cooperation)」という表現を避ける根元的な理由である。

この視点に立つ限り、ルター派の見解は正しい。しかしこれは同時にルター派にとつての課題を残すことにもなる。ルター派は「神人協力」という表現を積極的に用いることはしないが、その概念を否定したのではない。しかも「共同宣言」においてもルター派は、「生の革新は、なるほど義認からは区別されるが、義認とは分離されない」(二六項)と表明しているからである。生の革新とは、義とされた者の生き方の変革であり、そこには具体的な行いが伴う。この生の革新の必要性を語りながら、しかし実際にはルター派は「神人協力」という表現を避け、それに代わる表現を見出していないように思えるからである。

善い行いについて

ではルター派では「善い行い」はどう説明されるのであろうか。「共同宣言」に見られる表現は、例えば「義認において人間に与えられる神の愛から、生の革新が成長するからである」(二六項)というものである。神の愛に触れた者は、生の革新が与えられ、そこには自ずと善い行いが伴うという解釈である。またキリスト者は、キリストの義に参与することによって、「(自身の)生活においてその効果が成長しうる」(三九項)という表現も同様である。キリストの義に参与することで、キリスト者の生活は自ずと変革され、善い行いを生み出すという理解である。

もつとも共同告白の項目では、よい実を結ぶことはキリスト者にとつての「達成すべき義務でもある」と明記している。あるいは「付屬文書」でも『和協信条』からの引用で「信仰者はよい行いを行うべきである」と述べている。しかしそれ以上のもを見出すことはできない。つまりルター派にとつての義認論は、罪人である人間が神の一方的な恵みの賜物によって赦され、義とされるといふまさに「義と認められる（義認）」という事実を強調することにその特徴を持つ。その事実の強調に比べるならば、義とされた後のキリスト者の生や善き行為については、さほどの関心を示さないと言っても過言ではない。いわばその意識の薄さの表れが、行いについての「共同宣言」の表現に明瞭となつていると言えよう。この点がルター派の課題であり、また弱点である。この課題をこれまでも他教派から指摘されてきたことは事実である。

これに対しカトリックは「共同宣言」で、「人間の責任」や「人間の義務」という表現を積極的に用いた。義認を語る際には、義とされた者の生き方や善き行いが分離されることなく、語られなければならないという視点があからである。そのためカトリックは「人間の責任」（二八項）を強調したのである。

ここから自ずとルター派の課題が見えてくる。「共同宣言」において確かにルター派は、自身の義認の教理を明らかにした。神の義の強調、もつばら神の恵みの賜物による義の宣言である。そこに人間の義や人間のわざ、あるいは人間の協力なるものが存在する余地はない。この教理を明確に表明した。そして同様にルター派は、人間が協力するという「神人協力」を否定せず、さらには義とされた者のその後の生き方に善き行いが必要であることを認め、それを「達成すべき義務」（三七項）と共同告白した。しかし「義務」とまで表明したにも拘らず、そのことのさらなる展開は見られず、ほとんど無関心と言われても仕方がないほどの状況である。

ゆえにルター派にとっては、義とされた者の生と善き行いをどう位置づけ、いかに展開するのかという課題

が浮かび上がっているのである。

二、ルター派の課題としての「神人協力 (cooperatio)」

(一) ラインホルド・ニーバーのルター批判

われわれはここでラインホルド・ニーバーの神学を取り上げることになる。なぜならニーバーの神学、そして彼のルター批判は、われわれがこれまで考察したルター派の課題を指摘したものを考えられるからである。

ニーバーが所属した教会は北米ドイツ福音教会である。この教会はルター派と改革派が合同してできたドイツのプロイセン合同教会の流れを汲んでいた。その教会のエトスはドイツ敬虔主義であった。それは伝統的形式主義的なルター派に反発を抱き、そこから離れた信仰者たちの教会であった。ゆえにニーバーが正統主義的ルター派への批判的精神を自ずと持つていたことは否めない。しかしながら北米ドイツ福音教会の神学的土壤は、ルター主義的要素を内包していたことももう一つの事実である。ここからニーバーの理想的なプロテスタントイズムは「ピューリタンの伝統とルター派の伝統の相互作用」⁽⁵⁾であつたと言われる。ニーバーは特に、ルター派の人間理解と十字架の神学への評価を高くしていた。

ルター派の人間理解に影響されたニーバーは、そこからさらに思索を深め、主著となつた『キリスト教人間観』を執筆した。ここでニーバーは独特の原罪理解を展開するが、特にわれわれが注目しなければならないのは、ルター批判である。ニーバーはこうルターを批判する。ルターは自由意志を否定すること⁽⁶⁾で、「逆説の中の一つの要素である所の人間の責任の要素を危くする」という犠牲をばらつて⁽⁶⁾いる」と。つまりルターは、自由

意志を否定するあまり、「人間の責任」という領域を語ることを避けてしまったと言つて諷である。ニーバーによれば、「罪の不可避性と罪に対する人間の責任とに関して、表面上矛盾した主張を持ったキリスト教の原罪説は、……弁証法的真理」なのである。ルターは罪の不可避性については鋭く語つたが、しかしその結果、罪なる人間はもはやその後の生や善き行いに対する責任が免除されたかのように、人間の責任については語らなかつた。しかしそうではなく、人間の罪を鋭く語るのであれば、同様に人間の責任をも語らなければならなかつた。これがニーバーのルター批判である。

このルター批判が正鵠を射ているのかどうかは検討を要するが、しかしニーバーが「人間の責任」という視点を極めて重要視し、そこからルターを批判したことは注目に値する。なぜならわれわれが「共同宣言」で、ルター派の「人間の責任」について積極的に語るうとしめない傾向を確認したことに繋がってくるからである。

ニーバーはさらに独特の原罪理解を展開している。それは神の像(Imago Dei)についての解釈である。宗教改革でもこの問題は論議された。墮罪の結果、人間には神の像は残されているのかについて、ルター、およびその後のルター派はカトリックと異なる見解を確立した。すなわちカトリックが墮罪の結果、神の像は低下したが、しかし完全に失つたのではないと主張したのに対し、ルターは徹底的な喪失を説いた。その後ルター派では、原罪とは原義、すなわち「神との義しい関係」の喪失であり、その結果、神の像も完全に失われたという解釈が確立したという歴史的経緯を持つ。神の像の解釈では、ニーバーはカトリック的立場に立っているように思われる。ただニーバーは独特のルターやアウグスティヌスの原罪解釈を展開しており、そこからニーバーの神の像に関する理解は、ルターのそのの対極にあると断じることができない。しかし例えばニーバーが、「人間の罪は人間の本質的特性を破壊することは出来ない」という解釈を支持するとすれば、少なくともルター派

的とは言えない。むしろカトリック的理解である。

このニバーの独特の解釈のモチーフは、ある視点から見通すなら頷首できる。それは「人間の責任」である。ニバーにとつては、もし墮罪の後に人間のうちにある神の像が全く喪失したとなれば、もはや人間の責任という領域も失われることに繋がる。ニバーはそれを恐れたに違いない。ゆえにニバーは「罪は、人間の真の本質の腐敗であるが、その破壊ではない」というカトリックの原義理解を支持する¹⁰。人間は墮罪後も破壊されていない本質がある。それが人間の責任を負うと言つのである。

この「人間の責任」という視点に立つとき、ルターの人間理解は、ニバーにとつては到底納得ゆくものではなかつたのであろう。ゆえにニバーのルターの人間理解への批判は、ルターの「人間の責任」という視点の欠如、消極性への批判と言い換えることができよう。

(二) 大木氏のルター派批判

ラインホルド・ニバーに啓発され、またその神学に造詣の深い日本の神学者に大木英夫氏を上げることができる。例えば新しいキリスト教の倫理学の可能性として、ニバーの神学を提唱する。大木氏によれば、キリスト教倫理学は個人倫理と社会倫理の分離を否定し、この両者の統合でなければならない¹¹。マックス・ウェーバー的に言えば個人倫理は「心情倫理」と、社会倫理は「責任倫理」と言い換えることができると言つ。このことを宗教社会学的に論説したのがエルンスト・トレルチであるが、その思想はアメリカでニバーに継承され、さらに展開されたのである。ニバーは終末論的歴史理解をもって倫理の統合を図つてゆくのであるが、こ

由」をピューリタンの「市民的自由」へと展開したと言っているのである。ルターは名著『キリスト者の自由』に象徴されるように、キリスト者が福音によって自由とされているという「福音的自由」を説いた。でもその自由は、個人的な自由や内面的な自由に留まってしまった観がある。だからここからは個人的、心情的倫理しか生まれなかったのである。これに対しニーバーは、ルターの自由をさらに社会へ、この世の歴史へと展開したのである。ニーバーが政治的発言を隠することなく行い、またその発言がアメリカの政治の世界にも大きな影響を与えたことは有名であるが、これを大木氏は「市民的自由」への展開と理解する。このような解釈からニーバーに、ルターの自由との決定的な違いを見るのである。⁽¹²⁾

このルターの自由とニーバー的・ピューリタンの自由の違いは、ニーバーの時代の世界情勢を見るとさらに説得力を持つと言う。すなわちルターの自由が個人や内面的自由に留まってしまった結果、ドイツの国ではナチスの台頭を許してしまったのである。ドイツの教会とキリスト者の多くがナチスに無抵抗、あるいは迎合という過ちを犯したことの原因に、ルターの自由の限界と弱点を大木氏は見るとある。⁽¹³⁾ただ大木氏は、ナチスに対するドイツの教会の態度の第一の原因を二世界統治説に見ている。この解釈は大木氏特有のものではなく、むしろ改革派を中心とした（その中にカール・バルトも含まれる）定説ではあるが、いずれにしてもわれわれのいまの関心事から言えば、大木氏の批判がルターの自由にあることは認識しなければならぬ。

この大木氏のルターへの批判が正しいものがどうか、もちろん精確な検討が必要となる⁽¹⁴⁾。ただわれわれがここで覚えなければならないことは、大木氏が新しい倫理学の提唱の根拠として、キリスト者と教会の「責任」（あるいは「責任倫理」）という観点を置いていることである。しかもそれは社会、歴史、この世に対するキリスト者と教会の責任である。これはルター派が積極的に取り上げない観点であり、いわばルター派のアキレス

鍵でもあることを、われわれはこれまで確認して来た。大木氏の批判を言い換えれば、「責任」という視点が乏しいところに、新しい倫理は生まれず、またそこから具体的に展開される善い行いも自ずとは生じてこないということである。

三、ルター派の「神人協力 (cooperatio)」の可能性

(一) 「責任」という言葉の問題

われわれの小論の主題に立ち返るなら、ルター派では「神人協力 (cooperatio)」という思想をどう位置づけるのかをここで結論付けなければならない。宗教改革時代からルター派がこの用語を用いることに慎重であったことを顧慮するとき、この言葉をあえて積極的に用いる必然性は認められない。これまで吟味したように、ルター派にあつては義認の脈絡では、第一義的な神の義、神のわざ、神の恵みの賜物が、第二義の人間の義、すなわち人間の信仰に徹底的に優先することが曖昧にならないために、この用語を強いて用いる必要はなからう。義認は、神のわざ (神の義、神の信実) に人間のわざ (人間の信仰) が協力することでようやく実現するのではない。このことが明確になるために、ルター派では「神人協力 (cooperatio)」という言葉は慎重でなければならぬ。

しかしながらこのルター派の立場には、別の課題があることをわれわれは確認した。ルター派的義認論の行き過ぎである。それは義とされた者のわざについて語ることに、消極的であつたのではないかという問いである。ゆえにルター派は「神人協力 (cooperatio)」という用語を用いないのであれば、義とされた者の行いをいか

に語るかという課題を検討しなければならない。その助けとなるのがルター派の信仰告白の一つである『和協信条』の援用である。

宗教改革は当初プロテスタントとカトリックとの論争に終始したが、後にはプロテスタント内での論争に移る。それはルター派内でも同様であった。『和協信条』が執筆されることになった理由を、同書の冒頭で「アウグスブルク信仰告白を支持する神学者の間で論争された」と解説している通りである。その論争の一つが「よい行ないについて」(第四条)であった。そこでの論争の主要問題は二つあった。第一は「よい行ないは救いに必要か」、第二は「よい行ないは必然か自由か」という問題である。この二つの問題は、今日にあってもルター派内において確認しなければならないことである。

「共同宣言」の付属文書にも『和協信条』からの引用があることは既に指摘したが、第一にわれわれは「よい行ない」の必要性については認めなければならない。しかしその際に、よい行ないが救いに関して(すなわち義認)及ぶことはない。『和協信条』ではこのことを、行ないが義認や救いの条項の中に引き込まれ、混同されないよう、十分注意しなくてはならない」と喚起している。そのことを前提として、義認の教理においても「よい行ない」が決して分離されてはならないことが語られなければならない。ただ「必要」という用語、また第二の問題である「必然か」という用語の検討も重要である。『和協信条』も「必要」という用語を用いる際の留意点を指摘している。¹⁶⁾すなわちそれは「強制の意味ではない」としている。なぜなら強制による行ないは、結局見せかけの行ないに墮するからである。それはキリスト者の自由の意志に反している。

われわれが先に論じた「責任」という言葉とその視点も同様のことが言えよう。「責任」とは、キリスト者にとつては強制と理解されてはならない。それはむしろ「自由」の脈略で語られることである。大木氏はキリス

ト者の自由について、ルターの自由、カント的自由、そしてトレルチ的自由について論じている。つまりキリスト者の自由はルターの自由から、「く」からの自由」ではなく、「く」への自由」を提唱したカント的自由の展開が考慮されるべきという主張である。つまりキリスト者にとっての「よい行い」が自由の視点から考慮されるならば、それは、よい行いへと向かう自由「こそが本来の意味であることになる。この自由理解は、確かにルターの『キリスト者の自由』の命題に一致する。ただカントの提唱した自由は、道徳的領域や個人の心情の領域に留まった観が否めない。ゆえに大木氏はさらに社会へ向かう自由の必要性を指摘し、それがトレルチ、さらにはニバー的自由であると論じた訳である。

このような自由理解から語られる「責任」には、強制や強いられた義務という意味は存在しない。そしてこのような自由の視点から「よい行い」が語られるのであれば、「共同宣言」がそうであったように、ルター派ではあえて「責任」という言葉を用いる必然性はない。なぜならどうしても「責任」という言葉からは、強制や義務という響きが拭えないからである。

(二) ブルームハルト

では、われわれにとつての「責任」に代わる言葉とは何であろうか。この課題を探るに当たって、ブルームハルトの終末論的理解を手がかりとした⁽¹⁴⁾。

クリストフ・ブルームハルト（ここではいわゆる「父ブルームハルト」を指す）は、カール・バルトに決定的な影響を与えた牧師として知られているが、ルター派の教会に属する牧師であった。ただルター派といっても正統主義に批判的であった敬虔主義的土壤でブルームハルトは育った。ブルームハルトの思想（ブルームハ

ルト自身は思想家ではなかったが)の特徴は終末理解である。その終末理解は「未来的・現在の終末論」と呼ばれるものであった。終末ははまだ到来していない。この意味では「未来的」である。しかしイエスが「実に、神の国はあなたがたの間にあるのだ(ルカ一七・二一)」と言われるときには、終末がいますでに到来しているという意味である。これは「現在の」である。ここから終末を「いまだ」と「すでに」の緊張関係の中で理解しようとする。これが「未来的・現在の終末論」である。ただこの終末理解はルターの終末論でもあったと言つてよい。

ブルームハルトの終末理解の特徴は、その「いまだ」と「すでに」の緊張関係の中でのキリスト者の生き方である。われわれは聖書に記された終末を、ややもすると神話的表現と理解したり、あるいはたとひ終末の到来を信じたとしても、それを差し迫つたものと理解することはしない。いわば絵空事と受け取つてしまいがちなのが偽らざる現実ではなからうか。ただブルームハルトは、終末の到来の時期を予言したり、いたずらに差し迫つたこの世の終わりを吹聴したのではない。終末の到来のためのキリスト者の参与を強調したのである。終末の到来、すなわち神の国の到来を速めるために、キリスト者は宣教に励まなければならないという理解である。

もつとも終末の到来の時期は、キリスト者の宣教の成果によつて決定されるというのではない。それは神が決めることである。ブルームハルトにとつて宣教とはキリスト者との世の悪との戦いである。その宣教の原型はイエスの宣教に示されている。イエスは病人を苦しめる悪魔の支配と戦われ、また人を差別する心や我欲を助長する心を支配する悪的な働きと対峙された。そして悪魔との決定的な戦いは、十字架と復活によつて終結し、勝利が決定付けられた。ゆえにイエスの勝利に、第一義の宣教があり、この第一義の勝利ゆえに「す

に「戦いの勝利は決し、そして終了している。しかし戦いはそれで完全に終わったのではない。戦争の終結後も終結を知らない敵や終結に反対する兵がいる。だから残敵掃討という戦いが「いまだ」残っている。キリスト者の戦いはいわばこの残敵との戦いであり、これが宣教である。この「いまだ」残っている戦いは、教会とキリスト者の働きに懸かっているのである。

ブルームハルトの終末理解を的確に表現した言葉に「待ちつつ」「急ぎつつ」というものがある。⁽¹⁸⁾「待ちつつ」とは、キリスト者は神の到来を待たなければならぬという意味である。終末の到来は神が決めることである。この第一義の決定に（神のわざ）キリスト者は服従し、待つのである。しかしただ座して待つのではない。終末の到来を速めるという働きがキリスト者には期待されている。残敵掃討への貢献である。終末の到来の時期はもっぱら神が決めることであるが、しかしその時期を速めなければならない（人間のわざ）。これが「急ぎつつ」という意味である。

われわれはブルームハルトの終末理解から、キリスト者は神のわざに参与することが期待されている存在であることを学ぶ。これを神の招き、神の奨めと呼んでもよい。このブルームハルトの終末理解と神のわざに参与するキリスト者の働きという理解は、「責任」という言葉とは異なつた響きがないであろうか。そこには底知れぬ明るさがあるように思える。

ルター派にとつて、義とされた者の「よい行い」の必要性をどう説くかという課題が残されていた。それは義認がもつぱら神の義、神のわざに依るものであることを明確にし、その際にこの領域に人間の行いやわざが侵入することを嫌うために、あえて「人間が協力する」という表現を避けた結果生じた課題であつた。ブルームハルトの宣教理解と終末理解は、第一義の神の義、神のわざが人間のわざと厳格に区別されつつ、しかし同

時に、義とされているキリスト者の行いとわざがそこから分離されることはなかった。独特の緊張関係を持つ。ルターが神の義と人間の義を厳密に区別し、しかし同時にその二つ緊張関係を説いたのと同じように、ブルームハルトにあつても神の義（神のわざ、イエスの宣教）と人間の義（人間のわざ、キリスト者の宣教）に独特の緊張関係が保たれている。神の義と人間の義は、不可同、不可逆であり、同時に不可分の関係を持つ。しかも人間のよき行いを「責任」とは違う表現をした。

イエスが弟子たちを招かれたように、キリスト者も神のわざへと招かれ、神のわざへの参与が奨められている。人間のよい行いが、終末の到来を速めることに貢献するのである。このような立場に立つのであれば、「神人協力（cooperatio）」という概念を積極的に用いることが可能となる。なぜならキリスト者は神のわざに明らかに「協力する」からである。終末の到来まで生きるキリスト者は、「神のわざ」を第一義としながら、終末を速めるために宣教の働きを通して、「協力する」のである。

(三) 宣教の多様性

宣教のわざは今日多岐にわたっている。そして神のわざへの参与と協力の仕方はそれぞれのキリスト者で自ずと異なると言えよう。パウロがコリントの教会に書き送ったように、キリスト者の賜物はそれぞれに異なり、努めも働きも違う。ゆえに義とされたキリスト者の行いも宣教の形も自ずと異なってくる。そこに互いの形とその功績を査定し合うようなこの世の功績的志向が入ってはならないし、その萌芽をコリントの教会に見たからパウロは諭したのである。この意味でもそれぞれのキリスト者、それぞれの教会の宣教の仕方も自ずと異なるのであり、それは画一的であってはならない。神のわざへの招きは多様である。教会が宣教について語ると

きは、このような宣教の多様化を前提としなければならない。

そして同時にわれわれは、先に論じたラインホルド・ニーバーの思想、および大木氏の批判が、今日の宣教を語るときに決して忘れてはならない視点を、ルター派に喚起していたことを覚えなければならない。それは内的自由から社会的自由への展開である。教会の宣教は、教会の外にある社会へと向けられる。ブルームハルト的に言えば、社会にある悪との戦いが宣教である。社会には悪的な力が猛威を奮っている。もはや残敵とは言えないほどに闇の力がこの世を支配している。戦争やテロは世界を益々恐怖に陥れ、身近なところにも家庭、教育、職業倫理、モラル、環境などの荒廃と崩壊の現実が押し寄せている。この現実の前に教会はただ呆然と立ち尽くし、まずは自らの教会だけでもその社会の悲惨な現実の流れに押し流されないようにと、必死で踏み止まろうとしているのが実態である。そこにはニーバー的な社会的自由を実践する余力は、信徒にも牧師にもほとんど残されていないと言っても過言ではない。これは日本の教会にあってはなお更顯著である。

この教会の現実を軽々に批判はできない。しかしながら、このような混沌とした社会であるからこそ、教会への宣教の期待があることを忘れてはならない。神のわざに参与するキリスト者の働きが益々重要となっている。このような状況下で、われわれはここで一度『和協信条』の言葉に注目することは有益である。それは「義とされたキリスト者は……主の律法のうちに日々自らを訓練すべきである」という言葉である。¹⁹ 義とされたキリスト者は、よい行いをするために「訓練」を必要とする。それをわれわれは「教育」や「研修」という言葉に言い換えてもよい。この世の悪の現実に対抗し戦うために、キリスト者自身が訓練を受け、教育と研修を受けるのである。しかもそれは強いられた訓練ではない。神のわざに参与し、神の国の到来を速めるための神への協力である。²⁰ 人はだれでもそれぞれの賜物が与えられている。それを神のわざのために有効に用い

ることをイエスは奨励された(マタイ二五・一四以下)。それぞれの賜物を有効に用いるために、社会の悪に對抗するために、キリスト者は訓練すること(教育、研修、実践)から始めることをが求められていると言えよう。

おわりに

本論は「共同宣言」をまず手がかりとして、ルター派にとつての「神人協力(cooperatio)」の理解を論じてきた。そしてラインホルド・ニーバーと大木英夫氏のルター批判にできるだけだけ耳を傾けてきた。自らの課題は自己吟味よりも、むしろ他者からの指摘からより明確になることが多いからである。ルター派の特徴は「神人協力」という理解に関して言えば、その導入に慎重であつたといふことであつた。それは「共同宣言」でもキリスト教の教理の「不可欠の基準」(一八項)と確認された義認の教理の原理を尊重するためであつた。その意味では「共同宣言」は、ルター派の揺るがしてはいけないアイデンティティを確認する貢献をした。しかし頑なまでの義認の教理への拘りは、強みであり、同時に弱さでもある。それが課題として浮かび上がったのが、「神人協力(cooperatio)」の問題であつた。

教会には必ず教理がなければならない。しかしその教理は「人間」の知恵、「人間」の祈り、「人間」の信仰の積み重ねによつて出来上がった以上、それはどの教派の教理であろうと完全ではない。この立場に立ちつつ、他教派に留まらず、さらには他宗派や諸思想との弛まない対話と学びをも行うことが、いま求められていると言えよう。今日、ルター派の義認論はそのような射程を持つ。

注

- (1) 「共同宣言」は英訳と独訳があるが、本論文では、日本福音ルーテル教会信仰と職制委員会・本教会事務局宣教室（一九九七年）発行を用いた。「共同宣言」の成立過程、及びその検討については、江藤直純「エキュメニズムの大きな里程碑」、江口再起「義認の諸問題」（共に『ルター研究第七巻』二〇〇一年）、拙著「共同宣言の罪理解」（『ルター研究所第八巻』二〇〇二年）及び「共同宣言についての一考察」（『教会と宣教 宣教ビジョンセンター』一九九九年）を参照。
- (2) 「共同宣言」が正式に承認されるに当たり、互いの相違点の存在を明確にするために「付属文書」（正式には「公式共同声明」への「付属文書」）が添付された。
- (3) 『ルターの説教』岸千年訳、ルター選集2、聖文舎、一九七七年、四五頁。
- (4) ナチスの時代にドイツのルター派教会の多くがナチスに抵抗できず、まるで沈黙を保ってしまったような状況であったことを他教派から、例えば「ルターの静寂主義」と揶揄された。
- (5) 高橋義文『ラインホルド・ニーバーの歴史神学』聖学院大学、一九九三年、五三頁以下
- (6) ラインホルド・ニーバー『キリスト教人間観』武田清子訳、新教出版社、一九五一年、三〇四頁
- (7) 同右、三三三頁
- (8) 本論文で指摘するように、ルターは確かに「人間の責任」という表現は好んで用いないが、キリスト者のよき行いの必要性については様々に語っている。例えば「キリスト者の自由」の冒頭の命題である「キリスト者はすべてのものの上に立つ自由な主人であって、だれにも服しない。キリスト者はすべてのものに仕える僕であって、だれにでも服する」とは、義とされ、自由とされたキリスト者のよき行いを語っているのであり、このことが同書には終始語られている。また、一種の義についての説教（前掲書）でも同様である。これだけ挙げるだけでもニーバーのルター批判は必ずしも適切でないことは明らかである。
- (9) 前掲書、三三七頁
- (10) 同右、三一九頁

- (11) 大木英夫『新しい共同体の倫理学 基礎編上』教文館、一九九四年、一五三頁以下
- (12) 同右、一九九頁
- (13) 同右、一五一頁
- (14) 少なくとも二世界統治説とナチス時代のドイツの教会の問題を直結させることには慎重でなければならぬであろう。その理由として、例えばバルメン宣言に関しては、その起草者三人(K・バルト、H・アスムツェン、Th・プライト)の内、バルト以外の二人はルター派の思想に立つ神学者であったこと、告白教会にもルター派の牧師が存在したことを挙げる事ができる(倉松功『ルターとバルト』を参照)。またノルウエーの国教会はルター派であったが、ナチスへの抵抗運動を展開したことが知られている(宮田光雄『聖書の信仰(国家と宗教)』を参照)。
- また江藤直純氏は、二世界統治論(二王国論)からの社会の悪に積極的に取り組む思想の展開を試みている(前掲書、八二頁参照)。
- (15) 『和協信条』、『ルーテル教会信条集 一致信条書』、一九八二年、八二四頁
- (16) 同右、八三三頁
- (17) ブルームハルトに関しては、井上良雄『神の国の証人 ブルームハルト父子』新教出版社、一九八二年、を主に参考とした。また拙著『今日の宣教の内容としての『神の国』 父ブルームハルトの終末理解を手掛かりとして』(『教会と宣教』宣教ビジョンセンター、二〇〇二年)を参照。
- (18) 井上良雄、同書、一九八以下
- (19) 前掲書、八三八頁
- (20) 江藤直純氏は、ミッシオ・デイの神学の再吟味を提唱し、「神の働きへの参与」という表現を用いる(前掲書、八五頁)。また木部尚志氏は「神と人間の協働」という表現を『奴隸意志論』から抽出している。それは、「この世の統治」を委ねられたキリスト者は、神の委託によって責任を負いつつ、神や他者と協働するという意味であると言う(木部尚志『ルターの政治思想』早稲田大学出版部、二〇〇〇年、二二二頁以下参照)。これはルター派が「協働する」という用語を用いることの可能性を示唆していると言えよう。

